

# 「都市部副業人材活用による県内中小企業課題解決モデル事業（I型）」 企画提案公募実施要領

石川県では、「都市部副業人材活用による県内中小企業課題解決事業」について、下記のとおり企画提案公募を実施する。本事業の受託を希望する場合は、応募申込書等を提出すること。

## 1 事業の目的

本事業は、新型コロナ等により影響を受けた県内中小企業が、業務課題の解決や、新規事業を実施する際に必要な専門スキル等を、都市部の大企業等で活躍する副業人材の活用により補うことで、県内中小企業の競争力強化に繋げることを目的とする。

本事業はモデル事業として実施し、創出されるモデルケースが、成功事例として本県の副業人材活用を通じた競争力強化の呼び水となり、今後の裾野拡大に資することを狙いとする。

## 2 事業の内容等

課題を抱える県内中小企業（製造業、観光関連産業に限る。以下同じ。）と都市部等で活躍する副業人材とのマッチングを支援する専属コーディネーター（CD）によるハンズオン支援を実施する。（別途提示する仕様書のとおり）

- (1) 副業人材の活用で課題解決を希望する県内中小企業に対し、副業活用に関する情報提供及び副業人材活用企業の募集
- (2) 県内中小企業の課題ヒアリング、整理
- (3) 自社人材募集プラットフォーム等の活用による副業人材の募集活動
- (4) 県内中小企業と副業人材の面接支援
- (5) マッチング後の伴走支援
- (6) 定期的な進捗状況の報告
- (7) 事業終了時の成果報告（成果発表会）
- (8) その他、将来事業化の際、有効な取組みや、定住人口増加に繋がる提案、対応など

## 3 事業実施期間

契約締結日から、令和5年3月31日（金）

## 4 委託金額

4,500千円以内（消費税および地方消費税含む）

## 5 企画提案公募参加資格

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人及び法人以外の団体
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること
- (3) 次の事項にいずれにも該当しないこと
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
  - ② 石川県から指名停止の措置を受けている者

- ③ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は更生手続きを行っている者
- ⑤ 役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる行動を行う者
- ⑥ 政治団体
- ⑦ 宗教団体

## 6 応募書類 ※提出は全て（I型）のものを使用

(1) 応募申込書（様式1）

(2) 企画提案書（様式2）

「1. 事業の実施内容等」の項目ごとに、具体的な実施方法、及びアピールしたい点等（独自のアイデア、応募者の持つ強み、工夫した点、類似事業の実績等）を記載すること。  
 （なお、事業遂行のための体制について、地域金融機関との連携、役割等についての記載、提案については場合によっては審査の加点事項とする。）

(3) 経費見積書（様式3）なるべく具体的に記載すること。

(4) その他、提案の内容を補足する書類（任意様式、A4用紙片面5枚以内）

（提出は任意とする。提案内容を補足する資料があれば提出すること。）

(5) 応募資格等確認用書類

① 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）【原本】

② 県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書【原本】

県税にあつては県税事務所又は県総合事務所税務課が発行する納税証明書

法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書にあつては、税務署が発行する納税証明書（その3の3など）

③ 最新の決算（営業）報告書

④ 誓約書、役員等名簿

⑤ 定款又は寄付行為

⑥ パンフレット等会社の概要がわかるもの

※石川県競争入札参加資格者名簿（物品等）に登録してある場合は、①～④について、省略可能

(6) 留意事項

① 企画提案は1者につき1件、I型またはII型の何れか1つのみ可能とする。

② 企画提案は当要領6(2)の全てについて提案することとする。

③ 提出された書類に虚偽又は不正があつた場合は失格とする。

④ 書類の内容を提出後に変更することはできない。

⑤ 提出された書類は返却しないものとする。

⑥ 応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。

⑦ 再委託を必要とする場合は、企画書に理由及び範囲、予定金額を明記すること。

⑧ 採択された企画提案書の著作権は石川県産業政策課に帰属するものとする。

## 7 応募手続き選考方法

### (1) 問い合わせ先及び応募書類の提出先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1 石川県庁行政庁舎 12 階  
石川県商工労働部産業政策課 機械・繊維・食品産業グループ  
TEL : 076-225-1507 FAX : 076-225-1514  
メールアドレス : syoukou@pref.ishikawa.lg.jp

### (2) 応募の手続き

#### ① 募集要項の配布

ア 日 時 2022 年 6 月 15 日(水)から 6 月 28 日(火)正午まで  
イ 場 所 石川県商工労働部産業政策課  
石川県産業政策課ホームページからダウンロードすることも可能。  
ホームページアドレス <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoko/fukugyou.html>

#### ② 応募に関する質問

ア 受付期間 令和 4 年 6 月 15 日(水) から 6 月 27 日(月) の 9:00~17:00  
イ 質問様式  
様式は自由であるが、以下の項目を明記すること。  
・件名は「都市部副業人材の活用による県内中小企業課題解決モデル事業の件(Ⅰ型)」  
とすること。  
・法人等の名称、部署名、担当者氏名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレス

#### ウ 送付方法

持参、FAX 又は電子メールのいずれかの方法により 7 (1) の問い合わせ先まで  
送付すること。送付後、電話により FAX が届いていることを確認すること。  
※口頭による質問は一切受け付けないものとする。

#### エ 回答方法

質問ごとに随時、質問者に対し、回答する。  
なお、企画提案書の審査に係る質問には回答できない。

#### ③ 応募書類の受付

ア 提出方法：直接持参又は郵送すること。  
イ 提出期限：2022 年 6 月 28 日(火)17:00 まで(必着)  
ウ 提出部数：正本 1 部、副本 5 部(副本は正本の複写可)

### (3) 選考について

#### ① 選考方法

ア 審査会において下記②の審査基準に基づいて審査を行い、予算の範囲内において、  
優れた提案をした 2 社を受託候補者として選定するものとする。応募者が 1 社の場  
合も、審査会を実施し、適当と認められる場合は受託候補者として選定する。  
イ 審査にあたっては、書類審査を実施する。

#### ② 審査基準

ア 事業実施能力(実施体制、事業実績)  
イ 事業実施内容(実施内容、実施方法・スケジュール、経費見積書)

③ 審査結果の通知

審査対象となった提案の応募者全員に審査結果を書面で通知する。

**8 企画提案の採否及び契約**

(1) 契約手続き

- ① 県は書類審査で選定した受託候補者から見積書を徴収し、県が設定する予定価格の範囲内で随意契約を締結するものとする。
- ② 業務委託仕様は受託候補者が提出した企画提案書等を基に確定する。なお、事業の実施にあたり、県と受託候補者との協議により、提案内容を一部変更したうえで業務委託仕様書を作成することがある。